

耐震性を有する多数利用建築物の届出及び公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により定めた「兵庫県耐震改修促進計画」に掲げる多数利用建築物の耐震化率を達成するため、耐震性を有する多数利用建築物を積極的に公表することで、建築物所有者の耐震性を確認・確保する機運を高め、建築物の耐震化を促進していくことを目的とし、耐震性を有する建築物の届出及び公表に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいい、法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合するものをいう。

2 この要綱において「耐震性を有する」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの。
- (2) 前項に規定する耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。

3 この要綱において「多数利用建築物」とは、兵庫県内に存する法第14条第1項第1号に規定する建築物のうち、国又は地方公共団体が所有するもの及び法附則第3条第1項に定める要緊急安全確認大規模建築物を除くものをいう。

(耐震性を有する建築物の届出)

第3条 多数利用建築物の所有者は、当該建築物について耐震性を有することが確認できる場合、耐震性を有する旨の届出書（様式第1号）を作成し、知事に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出には、耐震診断の結果（診断を実施した者が分かる図書を含む。）を添付しなければならない。ただし、昭和56年6月1日以降に新築又は増改築の工事に着手した建築物については、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証その他耐震性を有することについて知事が確認できると認める図書を添付する場合は、この限りではない。

(届出事項の変更)

第4条 多数利用建築物の所有者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更があったときは、変更届出書（様式第2号）を知事に届け出なければならない。

(届出に係る追加説明)

第5条 知事は、第3条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、耐震性を有することを確認する方法等について、所有者に追加説明を求めることができる。

(公表)

第6条 知事は、第3条又は第4条の規定による届出があったときは、その概要(様式第3号)を公表するものとする。

(公表の取り消し)

第7条 第3条の規定により届出を行った多数利用建築物の所有者は、公表の取り消しを希望するとき又は当該建築物を除却したときは、公表取り消し届出書(様式第4号)を知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは公表を取り消すことができる。

(1) 前条の公表後に、第3条第1項又は第4条の届出に虚偽の内容があることを確認したとき

(2) その他知事が公表を取り消すことが必要と認めるとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。